

平成28年9月6日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成27年(ワ)第7193号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結の日・平成28年6月7日

判 決

原 告 A

(以下「原告 A」という。)

原告亡 B 訴訟承継人 C

(以下「承継人 C」という。)

同 D

(以下「承継人 D」という。)

同 E

(以下「承継人 E」という。)

原 告 F

(以下「原告 F」という。)

上記5名訴訟代理人弁護士 西 尾 剛

東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアX棟

被 告 C F J 合 同 会 社

同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式会社

同職務執行者 浅 野 俊 昭

同訴訟代理人支配人 宮 原 利 明

主 文

- 1 被告は、原告 A に対し、84万4942円及びうち39万3908円に対する平成18年3月29日から、うち43万5507円に対する平成25年9月10日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、承継人 C に対し、37万9821円及びうち36万4635円に対する平成25年2月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、承継人 D に対し、18万9910円及びうち18万2318円に対する平成25年2月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、承継人 E に対し、18万9910円及びうち18万2318円に対する平成25年2月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被告は、原告 F に対し、65万3298円及びうち47万6981円に対する平成27年7月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 6 原告 A のその余の請求を棄却する。
- 7 承継人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 8 訴訟費用は、原告 A に生じた費用の2分の1及び被告に生じた費用の100分の24を原告 A の負担とし、承継人らに生じた費用の10分の3及び被告に生じた費用の100分の32を承継人らの負担とし、その余の費用を被告の負担とする。
- 9 この判決は第1項ないし第5項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 原告 A の請求

被告は、原告 A に対し、153万0339円及びうち127万8769円に対する平成27年7月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 承継人 C の請求

被告は、承継人 C に対し、49万5342円及びうち41万6557円に対する平成27年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 承継人 D の請求

被告は、承継人 D に対し、24万7671円及びうち20万8278円に対する平成27年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 承継人 E の請求

被告は、承継人 E に対し、24万7671円及びうち20万8278円に対する平成27年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 原告 F の請求

被告は、原告 F に対し、65万3298円及びうち47万6981円に対する平成27年7月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 原告 A の訴えは、原告 A が被告との間の金銭消費貸借契約に基づいて了弁済につき利息制限法所定の制限利率に従って引き直し計算をすると、別紙計算書1記載のとおりの過払になっており、被告はこのことについて悪意であったとして、原告 A から被告に対し、不当利得に基づく過

払金の利得返還、確定利息及び上記利得に対する最終弁済日以降の日である平成27年7月22日から支払済みまで年5分の割合による利息の請求をする事案である。

承継人C、承継人D及び承継人E（3者を併せて以下「承継人ら」という。）の訴えは、亡B（以下「亡B」という。）が被告との間の金銭消費貸借契約に基づいていた弁済につき利息制限法所定の制限利率に従って引き直し計算をすると、別紙計算書2記載のとおりの過払になっており、被告はこのことについて悪意であったとして、亡Bの相続人である承継人らが、それぞれの相続分に応じて、被告に対し、不当利得に基づく過払金の利得返還、確定利息及び上記利得に対する最終弁済日以降の日である平成27年12月15日から支払済みまで年5分の割合による利息の請求をする事案である。

原告Fの訴えは、原告Fが被告との間の金銭消費貸借契約に基づいてした弁済につき利息制限法所定の制限利率に従って引き直し計算をすると、別紙計算書3記載のとおりの過払になっており、被告はこのことについて悪意であったとして、原告から被告に対し、不当利得に基づく過払金の利得返還、確定利息及び上記利得に対する最終弁済日以降の日である平成27年7月22日から支払済みまで年5分の割合による利息の請求をする事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実及び各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

（1）被告について

平成15年1月1日、ディックファイナンス株式会社は、アイク株式会社及び株式会社ユニマットライフを吸収合併し、同日CFJ株式会社へ商号変更した。CFJ株式会社は、平成20年11月28日、被告（CFJ合同会社）へと組織変更をした。

(2) 原告 A について（甲1，乙1，3）

原告 A は、平成13年6月12日、ディックファイナンス株式会社との間で、極度額借入契約書を交わし（この契約書に基づく契約を以下「A 第1契約」という。），以後、平成18年3月29日まで、A 第1契約に基づいて借入れと返済を繰り返した。

原告 A は、平成18年9月21日、CFJ株式会社との間で、極度額借入契約書を交わし（この契約書に基づく契約を以下「A 第2契約」という。），以後、平成25年9月10日まで、A 第2契約に基づいて借入れと返済を繰り返した。

(3) 亡 B 及び承継人らについて

ア 亡 B と被告との取引（甲2，乙5の①）

亡 B は、平成16年5月6日、CFJ株式会社と基本契約を締結し、同日頃から平成21年7月頃まで、平成17年11月7日に契約の変更はあったものの、概ね同基本契約に基づいて借入れと返済を繰り返した。

イ 本件通知書の送付（甲2，乙41）

被告は、平成21年7月18日頃、亡 B に対し、以下の概要を記載した支払条件変更通知書（以下「本件通知書」という。）を送付し、亡 B は、本件通知書に基づいて、毎月3万5000円ずつ返済をした。

(ア) 残債務額

元金	150万2575円
利息及び遅延損害金	1万9493円
債務残高合計	152万2068円

(イ) 弁済方法

平成21年8月16日から平成25年2月16日まで、毎月16日限り、3万5000円ずつを返済する。

(カ) 利率及び遅延損害金率 0 %
ウ 亡Bの死亡と承継人らの相続（甲3.7ないし4.1）

亡Bは、平成27年12月14日に死亡した。

承継人Cは、亡Bの妻であり、承継人Dと承継人Eは、亡Bの子である。

(4) 原告Fについて（甲3、乙2の①）

原告Fは、平成14年3月14日、株式会社ユニマットライフとの間で、基本契約を交わし（この基本契約を以下「F第1契約」という。），以後、平成15年11月25日まで、F第1契約に基づいて借入れと返済を繰り返した。

原告Fは、平成15年11月25日、CFJ株式会社との間で、極度額借入契約書を交わし（この契約書に基づく契約を以下「F第2契約」という。），以後、平成27年7月21日まで、F第2契約に基づいて借入れと返済を繰り返した。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) A第1契約とA第2契約が一体のものといえるか（原告A関係）

ア 原告Aの主張

A第1契約に基づく取引とA第2契約に基づく取引とは、事実上連続した取引として扱われるべきである。

イ 被告の主張

A第1契約とA第2契約は、別個の契約であり、これら各契約に基づく借入れと弁済とを一体として利息制限法の制限利率による引直計算をすることはできない。

(2) F第1契約とF第2契約が一体のものといえるか（原告F関係）

ア 原告Fの主張

F 第1契約に基づく取引とF 第2契約に基づく取引とは、事実上連続した取引として扱われるべきである。

イ 被告の主張

F 第1契約と F 第2契約は、別個の契約であり、これら各契約に基づく借入れと弁済とを一体として利息制限法の制限利率による引直計算をすることはできない。

被告は、F 第1契約から生じる過払金返還債務について、平成27年9月15日、口頭弁論期日において、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

- (3) 原告ら（原告 A , 亡 B 及び原告 F を指す。以下同様である。）が期限の利益を喪失したといえるか（原告ら共通）。

ア 被告の主張

- (ア) 期限の利益喪失に関する合意があったことについて争う。
(イ) 期限の利益喪失に関する合意があったとしても、被告は、原告らに對し、期限の利益の喪失を宥恕したか、期限の利益を再度付与した。
(ウ) 被告は、原告らに對し、期限の利益が喪失していないことを前提とした行動をしたり、書面を交付したりしていたのであるから、そのような被告が期限の利益の喪失を主張することは信義則に反する。

イ 原告らの主張

- (ア) 原告らが被告と締結した契約には、遅延損害金に関する特約が存在しており、原告らは、それぞれ弁済日に支払をしなかったから、同日経過以降は、遅延損害金を支払うべきこととなる。
(イ) 被告が原告らに對し、期限の利益を再度付与したり、期限の利益喪失を宥恕したことではない。
(ウ) 被告が、原告らの弁済について遅延損害金に充当する旨の主張をすることは、信義則に反するものではない。

(4) 本件通知書の効力（承継人ら関係）

ア 被告の主張

(ア) 本件通知書は被告と亡 B との間の和解契約の成立を示すものであり、被告と亡 B とは、平成21年7月18日現在の残債務について、分割弁済をすることの和解をした。

(イ) 仮に本件通知書が支払条件を変更したものにすぎないというのであれば、本件通知書に基づく合意は錯誤により無効であり、本件通知書に基づく分割弁済期間中の利率や遅延損害金率を0%とする条項も無効となるべきである。

イ 承継人らの主張

本件通知書は、被告が亡 B の支払に関する条件を変更した旨を通知したものにすぎない。

本件通知書の交付に際して、被告は亡 B に対して、利息制限法に基づく引直計算について説明をすることなく、単に契約上の残債務があることを前提に返済方法を協議したにすぎない。したがって、仮に何らかの契約が成立しているとしても、それは、支払条件変更契約（債務承認弁済契約）又は示談契約にすぎない。

(5) 被告が悪意の受益者といえるか（原告ら共通）

ア 原告らの主張

被告は悪意の受益者に該当する。

イ 被告の主張

被告は、原告らとの取引について、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむをえない「特段の事情」があった。したがって、被告は「悪意の受益者」との推定を受けることはない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（ A 第1契約と A 第2契約が一体のものといえるか）に対する判断

(1) 同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後に、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である。そして、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借り入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事实上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、上記合意が存在するものと解するのが相当である。

(2) 証拠（甲1、乙16、18ないし20[枝番を含む]）及び弁論の全趣旨によれば、平成18年3月29日、原告Aの母親が、原告Aの代理として被告の店舗を訪問し、A 第1契約に基づく残債務を完済し、

被告に対して、契約書の返却を求めたこと、被告が、原告 A に対し、契約書等を返却したこと、平成18年9月21日、原告 A が、被告との取引を申込み、A 第2契約が締結されたこと、A 第2契約締結に際して、原告 A は、被告に対して、親に秘密にしているため、書面送付をしないよう求めていることが認められる。

これらの事実関係によれば、原告 A は、平成18年3月29日に A 第1契約に基づく取引を終了させる意思をもって、残債務全額を返済して契約書等の書類の返還を受けて、A 第1契約を終了させ、その約6か月後に、自らの意思で被告に来店をして、A 第2契約を締結したのであるから、A 第1契約と A 第2契約は別個独立の契約であり、上記特段の事情があると認めることもできない。したがって、A 第1契約に基づく取引に係る過払金を、A 第2契約に基づく取引に係る債務に充当することはできない。

2 争点(2) (F 第1契約と F 第2契約が一体のものといえるか)に対する判断

(1) 前提事実のとおり、原告 F は、被告との間で F 第2契約を開始するに当たり新たに基本契約を締結したことが認められる。このことからすると、F 第1契約に基づく取引と F 第2契約に基づく取引とは別個の基本契約に基づくものであると認められる。

そこで、上記1(1)に述べた特段の事情について検討すると、前提事実によれば、F 第1契約に基づく取引は、平成14年3月14日から平成15年11月25日まで約1年8か月にわたって行われ、同日31万5124円が支払われて、F 第1契約に基づく取引が終了したこと、同日、F 第2契約が締結され、F 第2契約に基づいて被告から原告 F に対し60万円が貸し付けられたことが認められる。

この事実関係をみれば、F 第2契約は、F 第1契約の取引を引き継

ぐものとして締結されたというべきであり、F 第1契約とF 第2契約は、事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができるから、F 第1契約によって生じた過払金をF 第2契約に基づく債務に充当する旨のF が存在するものと解するのが相当である。

したがって、F 第1契約に基づく取引と、F 第2契約に基づく取引は一体のものであるといえる。また、F 第1契約による取引から生ずる過払金返還債務について消滅時効をいう被告の主張には理由がない。

3 争点(3)（原告らが期限の利益を喪失したといえるか）に対する判断

(1) 証拠（甲1ないし3、乙2の①、②、3、4の②、5の①、②）及び弁論の全趣旨によれば、原告A は平成13年11月1日の経過、亡B は平成19年11月18日の経過、原告F は平成16年5月5日の経過をもって、それぞれ原告らが被告との契約について期限の利益を喪失し、遅延損害金を支払うべき状態に陥ったことが認められる。

(2) 期限の利益の再度付与及び期限の利益喪失の宥恕について

原告らは、被告が、原告らに対して、期限の利益を再度付与したとか期限の利益喪失を宥恕したといった主張するが、金銭の借主が期限の利益を喪失した場合であっても、貸主が元利の一括弁済を求めたり、利息金に比して高利な遅延損害金への計上を避けて、従前とおりに利息金を計上して取引を継続することや、新たに貸付けをすることは基本的に貸主において自由に決められることであるから、被告が一括弁済を求めたり、遅延損害金への計上をしなかったり、新たに貸付けをしたりしたからといって、被告が原告らに対し、期限の利益を再度付与したとか期限の利益喪失を宥恕したりしたということはできない。

このほか、証拠上、被告が原告らに対して、そのような行為をしたと認めるに足る証拠はない。

(3) 信義則違反の主張について

近年、債務者やその代理人が貸金業者に対して取引履歴の開示を求めた場合、それは債務整理や過払金返還請求の準備行為としてなされることが多いのが一般的である。そして、取引履歴の開示を受けた債務者等は、当該取引履歴に沿って、その後の債務整理等の方針を立てることになる。このような実情に照らせば、取引履歴の開示を求められた貸金業者は、当該貸金業者の認識に基づいた取引履歴を誠実に開示することが期待されているというべきである。

本件において、被告は、本件訴訟前に、原告らに対し、取引明細書を交付しているところ（甲1ないし3），この取引明細書には、被告から顧客への貸付金額を表す「貸付金額」欄、顧客から被告に対する返済金額や返済までの利息額を表す「返済金額またはみなし利息額」欄、これらを加減した金額を表す「契約上の帳簿残高」が記載されているにすぎず、被告において、顧客からの弁済のうちどれだけの金額が元本、利息及び遅延損害金に充当されたのかが明らかではない。また乙35の①ないし③によれば、被告は、被告の帳簿上でも、原告A 及び原告Fとの取引に関しては、両名が弁済期を徒過した後も、遅延損害金を計上しておらず、亡Bとの取引に関しては、亡Bが弁済期を徒過した場合であっても、遅延期間中のみ遅延損害金を計上していたことが認められる。

被告は、上記の取引計算書を開示し、さらには被告の帳簿上も遅延損害金計上を一部しかしていなかったのに、本件において、原告らに遅延損害金への計上を主張しているのであり、このような被告の主張は、信義則に反するものと言わなければならない。

したがって、本件において、被告が原告らの期限の利益喪失を主張することは、信義則に反して許されない。

なお、この場合であっても、被告が、亡Bとの取引において、約定の支払日を徒過した弁済について遅延損害金を計上して遅延損害金から弁

済充当することは、約定に基づくものであり、さらに被告の従前の取扱いにも合致するから許されるというべきである。

4 爭点(4)（本件通知書の効力）に対する判断

(1) 前提事実及び乙46によれば、亡Bは、被告に対する弁済が滞り、平成21年7月7日頃から、被告との間で、借入金の返済について電話で話をしていたこと、同月10日、被告から亡Bに対し、総額150万2575円を利率0%で同年8月16日から毎月4万円ずつ返済する旨の返済プランを提案したこと、同年7月13日、亡Bが被告に対して、毎月3万5000円ずつ返済する対案を示したこと、被告がこれを了解し、被告から亡Bに対して、本件通知書が送付されたことが認められる。

(2) 上記認定事実によれば、本件通知書記載の分割弁済の合意は、借入金の返済に窮している亡Bと同借入金の回収を図る被告との間でなされたものであり、同合意形成の過程で、利息制限法所定の制限利率に引き直した場合に、債務額が減額されるとか過払金が生じる可能性があることを示されたものではないから、亡Bと被告との間の契約上の残債務額を前提にその分割弁済を約したものということができる。

したがって、本件通知書における合意の効力は、亡Bの被告に対する過払金返還請求権にまで及ぶものではない。

(3) もっとも、被告は、本件通知書による合意形成において、亡Bに分割弁済を許し、その間の利率も0%としており、被告の意向は、亡Bが被告に対して過払金返還請求権行使せず、借入金の弁済を受けることになったとみることができる。すなわち、被告は、亡Bが、契約に基づく残債務額を支払う限りにおいて、元本の分割弁済を許していたというべきである。

本件において、亡B（及び承継人ら）は、本件通知書に係る合意をしたにもかかわらず、被告に対して過払金の返還請求をしているのであるか

ら、本件通知書に基づく利率0%の合意についても、その適用の前提を欠くというべきである。

5 争点(5)（被告が悪意の受益者といえるか）に対する判断

貸金業者が利息制限法所定の制限利率を超過する部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領について貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるという認識があり、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得したもの、すなわち民法704条の「悪意の受益者」と推定されるというべきである。

被告は、原告らの各弁済について貸金業法43条1項の適用を受ける前提である同法17条及び18条所定の書面の作成・交付について何ら的確な立証をしない。したがって、貸金業法43条1項が適用されること又は上記特段の事情があると認めることはできない。

6 原告らの請求について

(1) 原告 A について

原告 A と被告との間の取引は、A 第1契約に基づく取引と、A 第2契約に基づく取引に分かたれ、これらの各取引について、利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると、別紙計算書7及び8のとおりとなる。A 第1契約に基づく取引から生ずる過払金元本は39万3908円、これに対する遅延損害金の起算日は、平成18年3月29日となる。A 第2契約に基づく取引から生ずる過払金元本は、43万5507円、最終弁済日における確定利息は1万5527円、過払金元本に対する遅延損害金の起算日は、平成25年9月10日となる。

(2) 承継人らについて

亡 B と被告との間の取引について、利息制限法所定の制限利率及び

制限遅延損害金率に引き直して計算すると、別紙計算書9及び9-2のとおりとなり、亡Bと被告との取引から生ずる過払金元本は72万9271円、最終弁済日における確定利息は3万0370円、過払金元本に対する遅延損害金の起算日は平成25年2月15日となる。

承継人らは、上記の過払い金返還請求権を相続するから、承継人C予は、37万9821円及びうち36万4635円に対する平成25年2月15日から支払済みまで年5分の割合による金員、承継人D及び承継人Eは各自18万9910円及びうち18万2318円に対する平成25年2月15日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求めることができる。

(3) 原告Fについて

原告Fと被告との取引は、F 第1契約に基づく取引とF 第2契約に基づく取引とが一体といえるため、これらについて、利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると、別紙計算書3のとおりとなり、原告Fと被告との取引から生ずる過払金元本は47万6981円、平成27年7月21日時点における確定利息は17万6317円、過払金元本に対する遅延損害金の起算日は平成21年12月4日となる。

7 結論

以上のとおり、原告Fの請求には理由があるから、これを認容し、原告A及び承継人らの各請求には、それぞれ主文の限度で理由があるから、その限度でこれらを認容し、原告A及び承継人らのその余の請求には理由がないから、これらをいずれも棄却し、主文のとおり判決をする。

大阪地方裁判所第3民事部

裁判官 玉野勝則

これは正本である。

平成28年9月6日

大阪地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 浜野直

